

最低賃金の引上げ及び中小企業支援拡充を 求める意見書

昨今の物価高騰とそれに伴う実質賃金の低下で、非正規雇用やフリーランスで働く労働者の減収が深刻である。非正規労働者の7割は女性であり、多くは貴重な役割を担っているエッセンシャルワーカーでもある。この女性パート労働者の4割が最低賃金水準で働いている現状がある。

現在、日本の最低賃金は加重平均で時給1,121円である。しかし、この額では毎日8時間働いても月額16万円（所得税・住民税を差し引いた額、社会保険料を含む）程度にしかならない。国民の生活を底上げし、民間消費を喚起して地域経済を回復させる上で、最低賃金の引上げは喫緊の課題である。

加えて、現在の最低賃金は最高の東京都の1,226円と最低3県の1,023円では203円の格差がある。地方では交通費などの負担が大きく、最低生活必要額に大きな差があるとは認められない。

最低賃金を引き上げるためには、中小零細企業への支援がセットで行われること、事業所への経営支援を強めることが必要である。

また、最低賃金の引上げに向けては、雇用維持との両立を図りながら、賃上げしやすい環境を整備する必要がある。

よって、本市議会は、政府に対し、以下のことを要望する。

記

1. 国民の暮らしを支え消費を拡大するため、生活実態に見合う最低賃金の引上げを行うこと。
2. 生活費の実態に合わせ、最低賃金の地域間格差を是正すること。
3. 最低賃金引上げの際には、物価高騰に対応した様々な経営支援、社会保障負担の軽減、下請取引の適正化、各種財政支援など、中小企業の支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月24日

池田市議会